

- 特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合における当該特定違反行為に係る累積点数の区分です。

特定違反行為（別表第3-2）

前歴回数	点数	35	40	45	50	55	60	65	70 以上
		39	44	49	54	59	64	69	
0回	取消3年 (5年)	取消4年 (6年)	取消5年 (7年)	取消6年 (8年)	取消7年 (9年)	取消8年 (10年)	取消9年 (10年)	取消10年	
1回	取消4年 (6年)	取消5年 (7年)	取消6年 (8年)	取消7年 (9年)	取消8年 (10年)	取消9年 (10年)	取消10年		
2回	取消5年 (7年)	取消6年 (8年)	取消7年 (9年)	取消8年 (10年)	取消9年 (10年)	取消10年			
3回	取消6年 (8年)	取消7年 (9年)	取消8年 (10年)	取消9年 (10年)	取消10年				

※ ()内の年数は、欠格期間終了後に運転免許を再取得した者が、5年以内に再び運転免許の取消処分を受けたときは、欠格が2年間延長（加算）されることを示し、最長取消は10年間となる。

特定違反行為に対する基礎点数（別表2-2）

特定違反行為の種別		点数
酒酔い運転		35
麻薬等運転（麻薬等）		35
麻薬等運転（シンナー等）		35
救護義務違反		35
運転殺人等		62
運転傷害等	（治療期間3月以上又は後遺障害）	55
	（治療期間30日以上）	51
	（治療期間15日以上）	48
	（治療期間15日未満）	45
	（建造物損壊）	45
危険運転致死		62
危険運転致傷	（治療期間3月以上又は後遺障害）	55
	（治療期間30日以上）	51
	（治療期間15日以上）	48
	（治療期間15日未満）	45